

土森委員長 | ただいまから、議員定数問題等調査特別委員会を開きます。
 本日は、6月定例会で報告を行います議員定数問題等調査特別委員会報告書について御協議願うため、お集まりいただきました。
 お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願います。

1. 委員会報告書の取りまとめについて

土森委員長 | まず最初に、特別委員会の報告書案についてであります。
 検討課題につきましては、前回の委員会で御協議いただき、委員会としての結論を決定しました。
 これを受け、この特別委員会の報告を6月定例会の閉会日に行いたいと思います。
 本日は、これまでの検討・協議の経緯等を踏まえ、委員会報告書のたたき台を作成しておりますので、これをもとにして、協議を進めていきたいと思います。
 それでは、報告書の1ページから順に御意見をいただきながら、調整してまいりたいと思います。
 まず、1ページを書記に朗読させます。

書記 | 平成29年 月 日 高知県議会議長浜田英宏様 高知県議会議員定数問題等調査特別委員会委員長土森正典
 議員定数問題等調査特別委員会報告書
 都道府県の議会の議員の定数の決定は、平成23年4月の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）の改正により、都道府県の自主的な判断において、条例で定めることとされている。
 また、平成25年12月の公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）の改正により、都道府県議会の議員の選挙区については、それまで郡市の区域によるものとされていたものから郡の制約が取り除かれ、一定の要件のもとで市町村を単位として条例で定めることとされた。しかし、前回の平成25年度の議員定数問題等調査特別委員会では、国におけるこの改正の動きを見ながら協議を進める必要があったことから、改正後の公選法に基づく選挙区等の抜本的な見直しについては、次の機会に委ねることとされていた。
 さらに、平成27年10月に行われた国勢調査の結果から、県人口の減少が一層進んでいることが明らかになっており、これらを踏まえ、今後の議員定数や選挙区等のあり方について見直しが求められることになった。
 このため、平成28年6月定例会において、これらの問題について、専門的かつ集中的に調査検討を行う機関として10名の委員をもって構成する「議員定数問題等調査特別委員会」が設置された。
 当特別委員会は、1回にわたり委員会を開催し審査を重ね、また関係町村長からの意見聴取を実施するなど総合的に調査検討を行ってきた。
 以下、その調査結果について報告する。
 以上になります。

土森委員長 | それでは、何か御意見はありませんか。

塚地委員 | 当委員会が設置された目的の部分についてここで書かれているわけなんですけれども、2段落目の4行目、「しかし、前回の平成25年度の議員定数問題等調査特別委員会では」ということで、申し送りの事項がここで書かれています。
 前回の報告書の最後に書かれてあります「抜本的な選挙区等の見直しについては次の機会に委ねることとなった」と「次の見直しの機会においては、選挙区等をゼロベースで見直していく作業が必要になると思われ、その際には、人口の急速な減少や都市部と郡部との人口格差、過疎問題の進行が生じている状況を受けて、議会の適正な定数や選挙区の定数についても、県民の声や意見を議会に届けるためには、

どうあるべきかなど、いろいろな観点から検討する必要がある」というのが、前回の申し送りの極めて重要な部分だと私は思っておりますので、ここでは大変短縮して書かれてありますけれども、今回我々に負託された中身として、前回から引き継ぐべきこうした問題を検討する必要があるということとは記載されるべきではないかというふうに考えております。

土森委員長

そういう意見ですが。

前回の報告をもとに、新しく設置されました特別委員会で協議をしてきたわけですし、そういう中で検討、協議をした結果、今この報告書の前文として、つくり上げたものが整理をされてきたというふうに判断をさせていただいているわけであり、確かに前回はそういうことが、次回に向けての方向でありましたが、人口減少、高知県だけではなくに町村の人口が随分と減ってきて、なかなか抜本的な見直し等々については行えないという結論で、定数そのものも37人という現員の定数でいくと。そして、選挙区等については、高岡郡の各首長さん、あるいは吾川郡の首長さん等と意見交換をしながら、報告として取りまとめたということでもあります。

そういうことを考えますと、この報告書について、これに文言をどういうふうに加えるかということになってこようと思いますが、今塚地委員が言われたこと等について、どのように各委員が判断をしていくか、その辺を御協議願いたいと思います。

池脇委員

塚地委員がおっしゃった内容については、その次の段の「これらを踏まえ、今後の議員定数や選挙区等のあり方について見直しが求められることになった」というところに集約をされているんじゃないかなど。それを前提にして今回はずっと協議をしてきたというふうに認識できるんじゃないか、我々もそういう意識で議論をさせていただきました。

今回の議論の前半では、塚地委員のほうからも、定数減ということだけでなく、定数増ということも踏まえて、それぞれの選挙区の見直しがあってもいいんじゃないかという問題提起もされました。しかし、そのことについては深める議論まで行きませんでした。まだまだ定数増という問題については、一つの課題ではあるんでしょうけれども、そこまで深まらなかったということはあると思います。

けれども、この議論の過程の中では、前回の抜本的な見直しの課題については一定議論をされたのではないかというふうには捉えております。もう一度、その経緯を整理することは大切ではないかなと思いますけれども、一応今回の委員会では、前回のそういう課題を含めて議論はされたという認識をしてもいいのではないかなというふうに思っております。

弘田委員

同じような意見なんですけれど、議論されたということは、後に、例えば6ページから7ページ、「Ⅲ 特別委員会の審査・調査の概要」というところに、我々がした細かな議論が書かれてありますんで、私は、議論はしたというふうなことになると思うんですけれど。

塚地委員

私たちが今回、前回から受けた負託、ある意味依頼された事項というのは、やっぱり委員会の設置の目的の中に明確に記載されるべきだというふうに思っております。ここの文章だけを見ると、いわゆる人口減少が一層明らかになっておるというところと、公選法に基づく選挙区の抜本的な見直しということだけに狭まった設置の目的のように読み取れます。そうではなくて、前回は、やはり県民の声や意見を議会に届けるためにはどうあるべきかという部分もしっかり議論すべきだということが申し送りされていたわけですので、その点を私はここに記すべきではないかというふうに思っております。

- 土森委員長 今、池脇委員が言われた、「これらを踏まえ」という文言からずっと2行ぐらいで、今の意見はきっちりまとまっているように思いますけれどね。塚地委員が言われるような文言を入れるかどうか、どう判断するかということですが、議論をしていたこと等については、弘田委員が言われたように、後文で整理をして入れておりますのでね。
- 塚地委員 できればですね、「前回の平成25年度の議員定数問題等調査特別委員会では」というところに、その文言をぜひ入れていただきたい。というのは、県民の声や意見を議会に届けるためには、どうあるべきかなど、いろいろな観点から検討するところが負託されてきていたわけで、その文言はその部分に挿入していただけたらというふうに思います。
- 土森委員長 これ、入れるかどうかということになりますけれどね。
- 池脇委員 もし入れるとすれば、「国におけるこの改正の動きを見ながら」の後に先ほどのフレーズを入れてもいいんじゃないかなと思います。
- 土森委員長 塚地委員が言われること、ちょっと簡潔に文言を絞って、ありませんか何か。言われることが長過ぎてまとまりがないですけれど。
- 塚地委員 そんなことはないと思います。前回の申し送りの中のポイントなので、県民の声や意見を議会に届けるためにはどうあるべきかという点から抜本的な見直しを求めたわけなので、その文言を入れていただければ、今回、我々に負託された中身が明確になるのではないかと思います。
- 土森委員長 前回の報告の文言を今回も入れるということですか。
- 塚地委員 人口減少の部分などは入っているんですけども、県民の声や意見を議会に届けるためにはどうあるべきかという文言は違った観点なので、ぜひその部分は挿入していただきたい。
- 土森委員長 前回、県民の声や意見を議会に届けるためにはどうあるべきかなどということで、これを受けて、今回の特別委員会を設置して、議論、協議をして検討してきたということですよ。ほかの委員の意見も聞かんといけませんけれど、どうですか。入れるとすれば、池脇委員が言われたように「国における」というところ。
- 池脇委員 そのフレーズを全部入れると何かまとまりが、つながりにくいからです。その文言の後半に、「どうあるべきかなどいろいろな観点から検討する」という言葉がありますね。だから、いろいろな観点からということは、県民の意見を議会に届けるために——ちょっと長いですかね。
- 土森委員長 ちょっとね、長過ぎると。
- 池脇委員 もっと別の言葉で表現できないですかね。県民の声が議会に全然届いていないというわけじゃないわけですから。我々、県民の代表ですからね。
- 塚地委員 でも、それは重要な、前回のいわゆる申し送り事項なわけです。県民の声や意見を議会に届けるための方策などさまざまな観点からっていう、そういう文章でよろしいんじゃないですかね。

- 池脇委員 その前にあるんですよ。人口の急速な減少や都市部と郡部との人口格差、過疎問題の進行が生じている状況を受けて、議会の適正な定数や選挙区の定数についても、いろいろな観点から検討する必要がある、ということでも全然問題ないですよ。
- 土森委員長 前回、「人口の急速な減少や都市部と郡部との人口格差、過疎問題の進行が生じている状況を受けて」、ここまで書く必要はないから。
- 塚地委員 県人口の減少が一層進んでいるという部分については、ここは国勢調査の結果で出ているので、この観点はこの文章には入っていますけれども、ここにさらに記されている、議会に届けるためにどうあるべきかという議論ですよ。そういう議論も今回の委員会に託された内容だと思いますので、人口減少という観点だけでなく、議会としてどうあるべきかというこの観点も議論すべきですよということなんで、それはやっぱり書き込む必要があるんじゃないかと思います。
- 土森委員長 「県人口の減少が明らかになっており、これらを踏まえ、今後の議員定数や選挙区等のあり方について見直しが求められることになった」と。入っていることは一応入っているんだけど、これね。どういうふうに入れる。なかなか入れにくいと思うんだけどね。
- 塚地委員 そんなことはないと思いますよ。2つの観点は、人口減少という観点はここに書かれてあるんですけども、議会として県民の声や意見を届けるためにどうあるべきかという抜本的議論もしますよということも前回書かれてあるんで、その観点はやっぱり書き含むべき課題だと私は思います。
- 池脇委員 塚地委員の意見もよくわかるんですけども、ここはもういわゆる報告書の、言うたら、いのり書きですから。そこまで詳しく入れなくても、ここに含まれているのがあると思いますんで、塚地委員の意見は後ほどずっと見ていく中で、入れるところがあれば入れるというふうにされたらどうですか。ここはやっぱりある程度コンパクトに、きちっと含めて書かれていると思うんで、僕らはそれは入っているという認識を持っているんですよ。
- 土森委員長 私は、ここに塚地委員の言っていることが入っているというふうに認識をしているわけですけどね。
- 塚地委員 これは特別委員会の、後の審議のいわゆる前提になる部分だと思うんですよ、設置をされて以降の。前提部分はやっぱり明確にしておいて、その後どういう議論がされたのかというところに入っていくことが大事なわけですので、私はやっぱり前回の申し送りの重要部分は書き込むべきというふうに思います。
- 土森委員長 前回の報告を受けて協議した事項は、後に入ってくるわけですから。議論の内容で入っていますからね。
- 塚地委員 結局はその部分が、先ほど池脇委員も深まった議論になったのかということに問題はあってもいいふうにおっしゃられたとおり、やっぱりその部分がこの委員会では十分に議論されずに結論に至ってきたという点を、私は一定問題視しているので、そういうことをきちんと書き込んでいただきたいということを申し上げます。
- 池脇委員 塚地委員の意見も理解できるんですけども、塚地委員の言われていることは、

我々の意識の問題でもあるんですね。我々が検討していかなくちゃいけないのは、客観的事実をどう捉えて結論を出すかという、これがやっぱり大事であって。意識っていうものは我々の内面のことですから、そこはあえて強調、言葉にして出す必要性はない。我々が検討する上ではそういう部分を踏まえての議論をしてきているというふうに思いますんで。大事なのは客観的な事実、現実には人口が減ってきている、都市部と郡部との人口格差が出てきている、それから過疎の問題が出てきている。こういう地域の人たちの声が議会に反映されるかどうかということについては、ある意味では、県民の声をどう議会に反映するかという観点で我々が議論をしてきたと思います。それぞれの町村長さんの声もしっかり聞かせていただいた。だから、背景のいわゆる客観的事実と、その課題に対して、定数のあるべき姿を議論はしてきたというふうに認識をしておりますんで、このところに、その言葉を入れなくてもいいのではないかなと思いますけれどね。

土森委員長

塚地委員、ことしの報告書の 10 ページをちょっと見てください。「当特別委員会は、改正公選法及び平成 27 年の国勢調査の結果に基づき、県民の声や意見を議会に届けるためには、議会の適正な定数や選挙区はどうあるべきかについて、前回の特別委員会からの申し送りを踏まえて、地域を代表する関係町村長の意見も聞きながら検討を行い、今回の結論を出すに至った」という言葉が入っているわけでね、ここに。今の塚地委員の文言はまとめのところに入れてあるわけで、まとめが一番大事ですから。こういうことで、御理解いただけませんか。

三石委員

委員長の見解でやってくださいよ。ここに出ていますしね。私は池脇委員が言われたことに賛同いたします。塚地委員の気持ちはわからんじゃないですけどね。

塚地委員

皆さんの御意見がそうなら最後にいたしますけれども、やっぱり私は設置をしたときの役割というものを明確に書いておくということが基本だというふうに考えておりますので、できましたら、そこに明確に設置目的を書き込んでいただくと。まとめに書くことも必要ですけども、まとめに書いてあるものを最初に書いてはいけないことはないわけで、逆に言うと、私は書き込んでもいいものだというふうに思います。

土森委員長

我々、真剣にこの問題を各委員が検討、調査してきたと思っております。その上で、報告事項としてこういうことに整理してきたということでもありますので、塚地委員の御意見がそういう御意見であります、この報告書はこの内容で詰めていきたいと思っております。それでよろしいですか。

(「異議なし」という声あり)

土森委員長

はい、それでは、御意見が出ましたが、案文の修正は行わないことで、御了承願います。

(了 承)

土森委員長

次に 2 ページからの「I これまでの検討経過等」ですが、1 から 8 までは以前の報告書に書かれているものと同じ内容となっておりますので、朗読は省略し、今回新たに記載する 9 について、御協議を願いたいと思っております。

まず、5 ページの 9 を朗読させます。

書記

平成 23 年 4 月の自治法の改正により、都道府県議会の議員の定数の上限の定めが廃止され、議員定数は条例で定めることとされた。

また、平成 22 年の国勢調査では、人口比例の原則で試算すると、高知市選挙区が 2 人増、土佐市選挙区及び高岡郡選挙区がそれぞれ 1 人減の「2 増 2 減」となることが明らかになった。

さらに、平成 25 年 12 月の公選法の改正により、都道府県議会の議員の選挙区は、それまで郡市の区域によるものとされていたものから郡の制約が取り除かれ、一定の要件のもとで市町村を単位として条例で定めることとされたことから、この公選法の改正に基づいた選挙区の見直しを行うかどうかも含めた検討が行われた。

その結果、平成 26 年 2 月定例会に、県議会議員の定数 39 人を 2 人削減し 37 人とすること、また、土佐市選挙区を 1 人削減し定数 1 人、高岡郡選挙区を 1 人削減し定数 3 人、高知市選挙区、吾川郡選挙区及び宿毛市・大月町・三原村選挙区は公選法第 15 条第 8 項のただし書を適用し現行どおりとすることを内容とする「高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」議案が提案され、賛成多数で可決、平成 27 年 4 月の選挙から施行された。

なお、公選法の改正に基づく抜本的な選挙区等の見直しについては、県民を初めとする第三者からの意見を広く聞きながら協議を行う必要があるとして、次の機会に委ねることとされた。

以上です。

土森委員長

何か御意見はありますか。

(な し)

土森委員長

ないですね。

御意見が特にありませんので、この案文のとおりで御了承願います。

(了 承)

土森委員長

次は、5 ページの「Ⅱ 特別委員会の検討課題」を朗読させます。

書記

Ⅱ 特別委員会の検討課題

県議会議員の定数並びに選挙区及び選挙区別議員定数についての検討課題は、次のとおりである。

1 議員定数について

平成 27 年の国勢調査の確定値で高知県の人口は 72 万 8,276 人となり、平成 22 年の国勢調査と比べ、この 5 年間で 3 万 6,180 人の減少となった。

議員定数は県が条例で自由に定めることができることから、こうした状況を受け、選挙区等の見直しとあわせ議員定数についても検討する必要がある。

2 選挙区及び選挙区別議員定数について

平成 25 年 12 月の公選法の改正により、選挙区は、それまで郡市の区域によるものとされていたものから郡の制約が取り除かれ、①一の市の区域 ②一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域 ③隣接する町村の区域のいずれかによることを基本とし、条例で定めることとされた。このことを受け、前回の特別委員会から委ねられた、抜本的な見直しについて検討する必要がある。

なお、議員定数と選挙区を現行のままとした場合、平成 27 年の国勢調査に基づき、公選法第 15 条の規定による人口比例の原則で試算すると、次のような問題がある。

①室戸市・東洋町選挙区、安芸市・芸西村選挙区及び土佐清水市選挙区については、各選挙区における市の区域の人口が議員 1 人当たりの人口に達しないため、同条第 3 項の規定により、隣接する他の区域と合わせて 1 選挙区を設けることができるとされる区域に該当する。市の任意合区の問題である。

②黒潮町選挙区については、一の町のみを区域とする選挙区であるが、一の町村の区域の人口が議員1人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもって1選挙区とすることができるとする同条第4項の規定を適用し、引き続き黒潮町単独の選挙区とするかについての問題がある。町村単独選挙区の問題である。

③高知市選挙区が定数17人で2人増、宿毛市・大月町・三原村選挙区及び吾川郡選挙区がそれぞれ定数1人で1人減となることに伴う、同条第8項ただし書の適用の問題がある。

以上、それぞれの課題について検討を行うこととした。

以上です。

土森委員長

何か御意見はありますか。

(なし)

土森委員長

ないですね、これもね。

それでは、特に御意見がないようでありますので、この案文のとおりで御了承願います。

(了承)

土森委員長

次は、6ページの「Ⅲ 特別委員会の審査・調査の概要」であります。

「1 議員定数について」を朗読させます。

書記

Ⅲ 特別委員会の審査・調査の概要

当特別委員会において調査検討した主要項目とその審査内容等の概要は、次のとおりである。

1 議員定数について

議員定数については、次のような意見が出された。

ア 議員定数は削減することなく、現行のままとする。

(その理由)

議案の審査等を行う常任委員会の人数を考えると、これ以上定数を削減すると活発な議論ができなくなる。

イ 各選挙区の見直しと関連するが、議員定数は削減せず、定数増も含め検討すべきである。

(その理由)

地域における少数意見をどう反映するのかという方向で検討すべきである。

以上です。

土森委員長

御意見がありますか。

塚地委員

イのその理由の部分なんですけれども、「地域における少数意見」ということではなくて、これはやっぱり「多様な意見」という表現だと私は思います。例えば、女性とか青年とかという立場の方々も含めた多様な意見を反映する制度にどうするのかということを検討する必要があったと思いますので、これは少数意見ではなくて、多様な意見を反映するという観点から議論すべきだという意見を申し上げたというふうに思っております。

土森委員長

これは、議員定数は削減せず、定数増も含め検討すべきであるという意見が塚地委員のほうから出されたわけでありまして、ほかの委員からはそういう意見は出なかったわけでありまして、ですから少数ということになっているわけです。

塚地委員	<p>違います。私が言った理由を明記してくださっているのです。私が述べた意見は、多様な意見をどう反映するのかということ議論すべきですよということを使ったので、その文言に修正していただきたいとお願いしております。</p>
土森委員長	<p>理由は、多様なということも言ったということですが、どうですか。</p>
池脇委員	<p>いいんじゃないですか。少数意見も含めて多様な意見という、後のほうにも、面積の問題とか地域の文化とか、人のつながりとかっていうようなことも議論されている意見も出ていますから、そういう意味では、多様な意見というふうに文言を修正しても支障はない。</p>
土森委員長	<p>「地域における少数意見を含め、多様な意見をどう反映するのかという方向で検討すべきである」ということ。いいですか。少数は消さないかんですか。</p>
塚地委員	<p>あえて書く必要はなくて、多様な意見の中には少数意見も入っているので。それでよろしいんじゃないですか、「多様な意見」ということで。</p>
土森委員長	<p>理由だからね。「多様な意見」というふうに修正しましょう。 ほかにないですね。 それでは、ただいま塚地委員のほうから御意見がありました件について、「少数意見」というところを「多様な意見」ということで、文言の修正をしたいというふうに思いますが、御異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
土森委員長	<p>それでは、文言修正で調整ができましたんで、修正文言で御了承願います。</p>
	<p>(了 承)</p>
土森委員長	<p>次に、7ページ「2 選挙区及び選挙区別議員定数について」の(1)までを朗読させます。</p>
書記	<p>2 選挙区及び選挙区別議員定数について (1) 選挙区の見直しの検討 まず、公選法第15条第1項の改正による郡の制約を取り除いての選挙区の見直しについては、次のような意見が出された。 ア 現行の選挙区を基本とするが、面積の広大な高岡郡選挙区については、川筋により分区すべきである。 (その理由) 面積や地域の文化、人のつながりといったことにも配慮をしていく必要がある。 高岡郡選挙区は、市町村合併により面積がさらに広大になっており、民意を吸い上げて県政に反映させるためには分区は必要である。 イ 選挙区全体を見直す。 (その理由) ゼロベースでの見直しは、前回の委員会からの申し送り事項である。 現状の16選挙区のうち9選挙区が1人区である。1人区では、少数意見が反映されにくく、また議席に結び付かない票が多くなるため、1人区を解消する観点から、全体的に選挙区を見直しする必要がある。 上記の意見のうち、イについては、1票の格差の是正に向け、複数の定数の選挙</p>

区であったものを絞り込んだ結果、1人区がふえたというこれまでの経緯がある。また、前回からの申し送りは、単に1票の格差という点だけでなく、いかに地域の声を県政に反映させるかということ踏まえて、選挙区等を考える必要があるという意味であるとの意見が出されたことから、現行の選挙区を基本とすることとした。その上で、高岡郡選挙区は面積が広大であり、生活圏も分かれていることから、民意を県政に反映させていくためには、川筋により分区する必要があるとして、高岡郡選挙区の分区について検討することとした。

検討過程において、住民意識、経済活動及び行政機能等さまざまな観点から地域間・町村間の関係性等について把握するため、高岡郡選挙区を構成する町村長及び高岡郡選挙区に隣接する仁淀川町長からの意見聴取を実施した。

○高岡郡の町村長及び仁淀川町長の主な意見

・広大な面積の中で、住民の声を吸い上げるのは難しいため、川筋による分区の必要性があるのではないかと。

・仁淀川筋と四万十川筋では、経済活動や生活圏など違う面があり、行政課題も異なっているので、方向性としては、分区に賛成である。

・選挙区内に複数の県議がいることで、多様な課題への協力が得られやすいので、現行のままでいってもらいたい。

・仁淀川町の合併から12年が経過し、これまでも吾川郡として取り組んできており、吾川郡選挙区は、現行どおり郡を基本としていただきたい。

・高岡郡選挙区は、川筋で、生活、文化、行政課題等も違うと思うので、分区も理解できる。

以上の意見を踏まえ、検討した結果、高岡郡選挙区については川筋により、中土佐町・禰原町・津野町・四万十町選挙区と佐川町・越知町・日高村選挙区に分区し、吾川郡選挙区については、現行どおりとすることとした。

なお、中土佐町・禰原町・津野町・四万十町選挙区の定数は2人、佐川町・越知町・日高村選挙区の定数は1人とする。

以上です。

土森委員長

何か御意見はありませんか。

(なし)

土森委員長

特に御意見がないようですので、この案文のとおりで御了承を願います。

(了承)

土森委員長

次に、8ページの(2)から(4)までを朗読させます。

書記

(2)市の任意合区の検討

室戸市・東洋町選挙区、安芸市・芸西村選挙区及び土佐清水市選挙区については、各選挙区における市の区域が公選法第15条第3項に規定する区域に該当することから、同項の適用について検討を行った結果、現行どおりの選挙区とすることとした。

(3)町村単独選挙区の検討

黒潮町選挙区は、県内で唯一の一の町からなる選挙区であることから、公選法第15条第4項の規定の適用について検討を行った結果、同項を適用し、現行どおりの町単独の選挙区とすることとした。

(4)公選法第15条第8項ただし書の適用についての検討

公選法第15条第8項の規定においては、議員の定数は人口に比例することが原則であることを定めているが、「ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。」と人口比例の原則の例外を

容認している。

前回の議員定数問題等調査特別委員会においては、平成22年の国勢調査をもとに、高知市選挙区は定数を人口比例の原則で試算した人数より2人少ない15人に据え置いた。その上で、公選法第15条第8項のただし書を適用し、その差2人を配当基数の端数が大きい選挙区順に吾川郡選挙区と宿毛市・大月町・三原村選挙区に割り振ることにより、両選挙区ともに人口比例の原則で試算した人数より1人多い現行の議員定数が維持された。

今回、平成27年の国勢調査をもとに、議員定数を現行の37人として試算したところ、高知市選挙区（現行定数15人）は2人増、宿毛市・大月町・三原村選挙区（現行定数2人）及び吾川郡選挙区（現行定数2人）はそれぞれ1人減の「2増2減」となる。

また、仮に議員定数を現行どおりとし、ただし書を適用して高知市選挙区の定数を15人に据え置いて試算した場合、人口比例の原則による17人との差2人を配当基数の端数が大きい選挙区順に機械的に割り振ると、南国市選挙区は1人増の定数3人、吾川郡選挙区は現行どおりの定数2人、宿毛市・大月町・三原村選挙区は1人減の定数1人となる。

このことから、次のような意見が出された。

ア 高知市選挙区の議員の定数は15人に据え置き、宿毛市・大月町・三原村選挙区及び吾川郡選挙区の議員の定数については、現行どおりのそれぞれ2人とする。

（その理由）

宿毛市・大月町・三原村選挙区と吾川郡選挙区については、選挙区の面積が広く、また南国市選挙区と宿毛市・大月町・三原村選挙区との配当基数の差はわずかなものである。県庁所在地から離れた郡部の地域の声を県政に反映するためにも、議員の確保は重要である。

イ 高知市選挙区の議員の定数は15人に据え置き、人口比例の原則により、南国市選挙区の定数は1人増の3人、吾川郡選挙区の定数は現行どおりの2人、宿毛市・大月町・三原村選挙区の定数は1人減の1人とする。

（その理由）

1票の格差是正の観点から、ただし書の適用についても人口比例の原則に基づき厳格に行うべきである。面積を考慮し始めると、判断の基準があいまいになる。

以上です。

土森委員長

何か御意見はありますか。

（なし）

土森委員長

ないですね。
特に御意見がないようでありますので、この案文のとおりで御了承を願います。

（了承）

土森委員長

次に、9ページの「IV まとめ」を朗読させます。

書記

IV まとめ

以上、述べてきた審査・調査の経過を踏まえ総合的に検討した結果、当特別委員会は県議会議員の定数並びに選挙区及び選挙区別議員定数等について、以下の結論に至った。

1 議員定数は、現行どおりの37人とする。

2 高岡郡選挙区は、中土佐町・檮原町・津野町・四万十町選挙区と佐川町・越知町・日高村選挙区に分区し、定数は2人と1人とする。

3 高知市選挙区（現行定数 15 人）、宿毛市・大月町・三原村選挙区（現行定数 2 人）及び吾川郡選挙区（現行定数 2 人）の定数は、公選法第 15 条第 8 項ただし書を適用し、現行どおりの定数とする。

当特別委員会は、改正公選法及び平成 27 年の国勢調査の結果に基づき、県民の声や意見を議会に届けるためには、議会の適正な定数や選挙区はどうあるべきかについて、前回の特別委員会からの申し送りを踏まえて、地域を代表する関係町村長の意見も聞きながら検討を行い、今回の結論を出すに至った。

本県においては、今後も人口の減少や都市部と郡部との人口格差、少子高齢化が進行すると思われる。そうした中で、面積の広い本県において県民の声をいかに県政に反映させるかという課題意識のもと、今後の国勢調査の結果や地域の状況変化を考慮しながら、長期的な視野も持って、議員定数や各選挙区を含めた適正な議会のあり方について議論を行っていく必要がある。

以上です。

土森委員長

御意見はありませんか。

大野委員

最後のまとめの部分なんですけれども、ここはすごい大事な部分で、この委員会が次につなげていく、未来につなげていく、申し送っている大切な部分であるのに、それにしてはちょっと薄い部分があるんじゃないか。

文言の表記を書き加えていただきたい。これは案なんですけれども、例えば、下から 3 行目の「長期的な視野も持って」という前に「県民を初めとする第三者からの意見を広く聞きながら」という文言を入れると、次につながっていくんじゃないかなと思う。

それと、「議員定数や各選挙区を含めた」というふうにあるんですけれども、次回につなげていくためにも、1 人区の解消の問題が今回、各町村長からも聞かれましたので、そこに「各選挙区、また 1 人区の解消の課題も含めた」というふうな文言を入れていただきたい。

それと最後に、今後も議論を行っていく必要があると思いますので、できたら、「今後」という言葉も入れていただきたいというふうに思っております。

土森委員長

そういう意見ですが。

塚地委員

私は、今の意見は大変大事な御意見だというふうに思います。先ほど一番最初、この委員会の設置目的のことを明確にすべきだというふうに述べたのも、同じ意味があります。

このまとめの中で、「前回の特別委員会からの申し送りを踏まえて、地域を代表する関係町村長の意見も聞きながら検討を行い」というふうにあるわけなんですけれども、これはいわゆる高岡郡の分区をどうするかという、極めて狭い意見聴取の範囲にとどまっていたわけです。

本来でしたら、前回の申し送りのとおり、上限を撤廃して、条例で定数を決められるということが負託された中で、県議会としてどうあるべきかという検討をする。それにしては、私はやっぱり今回の委員会の議論の中身と、県民からの声の聞き方は極めて不十分だったというふうに思っております。その点は意見として申し上げておきますが、明確にやっぱりそうした議論を、今大野委員がおっしゃったようなことを明記して、きちんと次に申し送るということが、この委員会の大事な使命だというふうに思います。

土森委員長

意見が出ましたが、大野委員、ちょっと今言ったところ、どこにどういうふうにということを書いてくれる。それから検討したいと思います。

- 大野委員 終わりから3行目、「長期的な視野も持って」とありますけれども、その前に文言を加えていただきたい。「今後の国勢調査の結果や地域の状況変化を考慮しながら、県民を初めとする第三者からの意見を広く聞きながら、長期的な視野も持って」というふうに加えていただければというのが一つ。
- それと、その後の「議員定数や各選挙区」の後に、「また1人区の解消の課題も含めた適正な議会のあり方について」という文を。結構、その意見は出ていましたので。前回の委員会でも議論になった、そこが今回解決されていないということ。
- そうしたことも含めて、適正な議会のあり方を今後も議論をしていく必要があるんじゃないかということで、「あり方について」の後に「今後も議論を行っていく必要がある」としていただけたら、次につながっていくんじゃないかと。
- 三石委員 「考慮しながら、県民を初めとする第三者」という言葉が出たけれども、具体的にどういうことを思われているの。
- 大野委員 町村長もちろんですけども、幅広くいろんな、有識者の方とか住民代表とかも含めて、いろんな幅広い意味です。今後議会としても議会人としても、意見を拾い上げていく必要があるんじゃないかということで、幅広く第三者ということをおえて入れたいと思います。
- 三石委員 うんといいように聞こえるけれど、あんまり広がり過ぎてね。我々は県民の代表なわけよね、それで、ここでやっておるわけよ。広がり過ぎておさまりがつかんような感じになりやせんかと思うんやけれど、そのあたりはどうか。人の意見を聞くということは大事ですよ。それはわかるんやけれども、その文言を入れてしまうと、どんな形になってくるんやろうかなという気がするんですけどね。
- 大野委員 曖昧になって申しわけないんですけど、この委員会を今度つくるに当たっても、そうした日常から議員が意見を拾い上げてきてという意味も含めて、広い意味でということ。もちろん、委員会をつくってその中に有識者の方とか、町村長とかもあるかもしれませんが、それはそれとして、もう一つは日ごろの日常活動、議員の活動として多様な意見も取り入れながら、それを今度の委員会の中で反映させていくということも含めての広い意味です。
- 土森委員長 今の大野委員が言われたことを簡潔にまとめた文章が、「本県においては」というところでまとまっている、今言っていることはね。「長期的な視野も持って」というところに今後の意味も入っているし、「地域の状況変化を考慮しながら」ということも書き込んでいますよね。今、最後に言われたことはこの文章の中に、全て入っているというふうに思いますけれどね。
- ほかの皆さんの意見は。
- 塚地委員 前回の申し送りにこだわりますが、きちんと県民からの声を聞くべき、県民を初めとする第三者からの意見を広く聞きながら協議を行う必要があるという申し送りが前回もされております。されておりますが、実質、今回の委員会は、例えば地方自治法に詳しい方々ですとか、そういう方々から意見聴取などもすることなく運ばれたと私は思っておりますので、そういう轍を踏むことなく、きちんとやっぱりそこを明記して次回に送る必要があるんじゃないかというふうに思います。
- 池脇委員 私は、これで非常にまとまっていると思いますので、修正の必要性はそんなに感じておりません。大野委員が言われた内容は、委員長がおっしゃられたように、この中に入っているんですよね。
- 選挙区についても、1人区の解消というのをしなければならぬという議論は深

まっていらないですよ。1人区というの、存在意義はちゃんとあるわけで。これを1人区解消の課題というような言葉を入れると、議論が狭められると思いますね。それぞれ状況が地域によって違うわけで、1人区もやむを得ず認めなければならないという状況もあるわけですから。この委員会として1人区を解消しましょうというようなことで意見が一致しているわけではないので、そういうことはわざわざ入れる必要性もない。だから、適正という言葉、「地域の状況変化を考慮しながら」ということが書かれていますから、これも含まれていると思うんですよ。

それから「県民を初め第三者の意見を広く聞きながら」と。議員定数等の問題について、県民の意見を聞く前にですね、我々はそういうことを踏まえて、この定数の問題については、県民の声をいかに県政に反映できるか、そのために議員の定数の問題も議論をするという課題意識を持ってやっているわけでありますから。定数の具体的な問題について、県民の皆さんにそれを委ねるということではなくて、まずは、我々は県民の代表ですから、私たちが県民の皆さんの思いを踏まえた形で、意見を反映させるということのほうが重要ではないかなと思いますんで、そういう意味では「長期的な視野を持つ」ということの中にも含まれるのではないかなと思います。

そういう意味で、私たちの問題意識をもう少ししっかり高めていくということのほうが大切ではないかなと思いますんで、あえてそういう言葉を入れなくてもいいのではないかなというふうに思います。

土森委員長

全体的に高知県の面積、あるいはまた市町村の数や人口が随分減少してくる、そういうふうな中で、1人区の解消というのは当然難しい状況にある。というのは、やっぱり県民の意見をいかに県政に反映させるかということは、少数意見も聞いておく必要もあるしという、そういうことも含めて考えた場合に、1人区の解消など当然難しい情勢ではないかなと。意見は意見として出ましたけれど、まとめの中でその文言を入れるということは、今後特別委員会が設置された場合に、どういうふうな状況になるかということも考えた上で、必要はないのではないかなと、私自身もそのように考えているところであります。ずっとまとめを読んでいますと、大野委員が言われたこともほとんどここに集約をされている部分があつてね。

これで、私が決めるわけじゃなく、皆さんの意見を聞いて最終的に決めなきゃなりません、どうでしょう。

弘田委員

私も1人区のこと話をさせていただきたいです。この委員会の中で、1人区の解消と、私どもが言ったんですが広さの問題のことが出ました。それは高知市と都市部とですね、私たちの郡部——大野委員も郡部なんですけれど、やっぱり状況が違うと思うんですよ。具体的に2人区をつくるとなれば広大な地域になってしまうんで、実際に定数を張りつけていくときには、今はもう人口でしかないんですけど、しかしこれから先はですね、広さとか、それから今池脇委員も言われたように、どうやってきちんと県民の意見を伝えていくことができるかとか、そういった部分をもっと配慮して決めていったらいいと思います。

今回は、結果として1人区の解消というのはなかったんですけど、ただ実態としては、今回の委員会で作った案が、現状では私は一番いいんじゃないかと思っています。文言についても、1人区の解消を含めた適正な議会、1人区の解消が適正かという、僕はそうは思っていないんでね。そこらへんで、もとのこの文章が私はいいいんじゃないかというふうに思います。

依光委員

自分もこのままでいいと思うんです。ただ、その中で一番大事なところが、長期的な視野も持って適正な議会のあり方について議論を行っていくところだと思うんです。長期的な視野の中に、さっき言われた意見が入ってくるし、適正な議会というところにも入ってくると思うんです。

もし変えるとしたら、「長期的な視野も持って」になっていますけれど、「長期的な視野を」にすると、ここを主語にしたら、長期的な視野を持って、適正な議会をつくっていくってことで全てが入るんじゃないか。何か「も」というとちょっと弱いんで、それでいったら、長期的な視野を持って適正な議会のあり方を今後も考えていきますと、それにもう全部含んでいくということで、今回はまとめたらいかがでしょうか。

土森委員長

うん。そうやね。「も」は余りにも狭過ぎるね。

大野委員

ちょっと意識的なところもあると思うんですけど、自分の中ではやっぱり、先ほど塚地委員の話にもあったんですけど、幅広く県民の意見を聞いた会ではなかったんじゃないかなという反省と、あと、前回の流れから、1人区の解消というのも文言の中にあっただにもかかわらず、その議論も解消ができなかったというところの反省点も踏まえて、しっかりと明記をして次に送ってはどうかなという意見だったんですけども。この文言だけ見ると、やっぱり若干薄いかなという部分があったので、今回できなかったことをしっかり次に送るという意味で、明記してはどうかなということで出させていただきました意見です。

土森委員長

今、依光委員が言われたように、「長期的な視野も」になっている。「も」というのはちょっと。「を」にしたらもっと広がると思うがよね。「を」を入れたほうが。

塚地委員

こだわります。こだわりますが、やっぱり結論を出すのは、この委員会の役割だというふうには思っておりますが、それまでの間、議論をどう県民と深めるかという観点の部分は、やっぱり、前回の申し送りがあってなお、今回も不十分だったわけで、私はやっぱり、県民を初めとする第三者からの意見を広く聞くということは、委員会の責務として書き込んでおいたほうがいいのではないかと、改めて。

土森委員長

前回と今回、人口を見ると随分減少していますね。そういう事情の中で、今回我々特別委員会ということで議論をさせていただいているということです。人口減というの、ずっと続くというふうに思いますね。そんなことも含め、また次の国勢調査を見て、特別委員会が当然設置されると思いますが、そういう中で、本当にこの人口が減ってくる、しかし人口が減ったところほど政治課題が多い、そういう状況ですね。そういうところの意見というのを県議会に反映していくということも大事になってくるわけでありますから、次の国勢調査がどういうふうになってくるか、現在のところはよくわかりませんが、はっきりわかっていることは、人口減になることです。その上で次の特別委員会で議論をしていただくと、そういうことになってこようと思います。

そういうことを含めると、意見は意見で出ましたが、私は依光委員が言われた、ここよく気がついてくれたなというふうに思いますが、この「長期的な視野も」というところを「視野を持って」というふうに入れれば、今私が言ったようなことも含めて、次の議論に移ってくるんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

塚地委員

なぜ、前回の申し送りの、県民からの意見を広く聞くという部分を入れることに、それほど否定的なのか、それはどういうことでしょうか。我々はやっぱり委員会の使命として、新たに条例の制定で定数も決められるということが県議会に委ねられたわけで、そこまで我々に対する定数、区割りということについての大きな使命がつくられてきたわけなので、それを受けて、専門家も含めてきちんと県民の皆さん

- からの意見を聞いて判断するということは至極当然のことで、それを書き込むことをそこまで否定する必要が私はあるとは思えません。
- 池脇委員 否定をしているわけではないんですけれども、あえて書き込む必要性もないのではないかと。
- 委員長が説明してくれたように、我々は県民の代表でありますから、まず我々が県民の皆さんの意見をしっかり聞いて、この場で発言をしていくということが重要であって。ですから、そういう意味では長期的視野をしっかりと我々が持つと。自分たちの地域に何が課題であるのか、この議員の定数の問題についても、地域の皆さんがどういう意識を持っているのかということ、まず我々がしっかり聞いておくということは大切じゃないかなと思いますね。
- そういうことを前提としてのまとめの文ですから、あえて入れる必要性もないという。だから、それを入れないということで議論をしているわけじゃないんで、そのことは十分承知の上で、しっかりまとまっている文章ではないかなというふうに思いますんで、このままでいいのではないかなというふうに考えます。
- 塚地委員 今、池脇議員がおっしゃったことは当たり前のことなんですよ、議員として意見を聞いて、それを反映するというのは至極当然のことです。でも、委員会に負託されているわけで、委員会としてどういう対応をとっていくのかということが、このまとめの中に書かれるべきことなんです。前回にも言われたように、抜本的な見直しということはどう図っていくのかということも含めて、やっぱり私は専門家の御意見や県民からの御意見等、茨城県なんかそうやって実施をされていますんで、そういう先進地からも学んで、そうすべきだというふうに思います。書き込んでおいてなお、今回の委員会の審査状況になっていますから、やっぱり明確に書き込んで次に送るべきというふうに、私は思います。
- 土森委員長 意見が分かれました。僕も、池脇委員が言われたようなことが含まれているというふうに思っていて、そういうことを考えますと、この文案で修正する部分ということになった場合には、先ほど依光委員が言われたように「も」を「を」に変えれば、広くそういう長期的な視野を持って、各選挙区を含めた適正な議会のあり方について議論を行っていく必要がある。こういうことでまとまってくるんじゃないかなというふうに思います。
- 塚地委員 含まれているなら、それを含むことがだめなら書き込むことがだめはわかりますけれど、含まれるとおっしゃるなら書き込むことに無理はないわけで、あえて含まれているということで文言にしないということのほうが不自然じゃないですか。
- 三石委員 一つにならんかったらね、もういつまでたってもこれは一つにならんわけで、やっぱりもう、多数決は余り好ましいことじゃないですけどね、どっちかにせないかんですよ。私は、依光委員が言われた、「も」を「を」に変える、これで十分だと思います。
- 池脇委員 塚地委員の意見もよくわかるんですよ。しかし、この定数の問題については、議会で、議員によって決めるというのは決まっているわけですから。それが一義的なんですよ。我々がどうしても決めかねるような大きな課題にぶつかったときには、それは第三者でも専門家でもお尋ねしたらいいと思うんですけども、まずは私たちがこの定数について、責任を持って結論を出すと。そのことについて、県民の皆さんから批判が出るようであれば、私たちは反省をしなきゃならないと思いますね。そういう決まり事によってやっているわけですから。このまとめの中にわざわざ県民の声を聞く、第三者の専門家の声を聞くということを文言に入れなくてもいいの

- ではないかというふうに考えます。
- 塚地委員　　これ、決定的に違うわけですよ。次にちゃんと聞くのか、聞くことなく決めるの
 かっていう点の大きな違いがやっぱり出てくるので。含まれているなら書けばいい
 し、含まないというふうになるのだったら、それは三石委員もおっしゃったように
 ずっと平行線の可能性はありますよね。
- 土森委員長　　僕はこれ、全体的によくまとまっているというふうに思いますけれどね。先ほど
 申しあげましたように、5年後の国勢調査で人口がどうなっているか。現行の人口
 が保たれているという状況と、人口減、恐らく次は5万人ぐらい減ってくるんでし
 ょうかね、そういう前提を持って次の委員会がどういうふうに行っていくかという、
 ここがやっぱり重要なことであって、そういう中で、県議会議員が、地域における
 小さな自治体の意見も聞きながら、そして議員活動していけるようなそういう議論
 というのを次回していただければというふうに思いますけれどね。
- 池脇委員　　塚地委員のおっしゃることもよく理解できるんですが、このまとめの後段のとこ
 ろ、2行目から「県民の声をいかに県政に反映させるかという課題意識のもと」と
 いうことを明確に言っていますから、県民の声をしっかり反映させていくという、
 その意識の基として、今後の長期的視野を持って、しっかり今後の議員定数の問題
 を議論しましょうという内容になっていますから、これで僕は非常にまとまりがい
 い文章になっているというふうに思うんですけれどね、どうしてもそれはいけませ
 んかね。
- 明神委員　　この文章の中で、いろいろと要所要所に出てきますけれども、今池脇委員が言わ
 れたように、いかに地域の声を県政に反映させるかということ念頭に置いてです
 ね、それは、広く県民の、いろんな有識者の意見も聞いた上で、それを県政にい
 かに反映させるかということて我々が議会制民主主義の中で、代表として選挙区を考
 えていくわけですから。私は今のままでいいと思っています。意見はちゃんと聞い
 ていますから。
- 塚地委員　　私がこの次への申し送りにこだわっているのは、やっぱり前回の申し送りを私た
 ちがこの委員会で受けて、条例で定数が決められるという新たな段階に来て、地方
 自治法と公職選挙法が変わった中で、ゼロベースから抜本的に見直そうというのが、
 この委員会に前回から委ねられた、県民から負託された中身だったわけです。とこ
 ろが、先ほどおっしゃったように、定数問題の深まりもこの委員会で十分な議論に
 することができませんでしたし、そういう轍をやっぱり次の委員会で踏まないとい
 う反省の意味も含めて、書き込むべきじゃないかというのが、私の強い意見です。
- 土森委員長　　反省という言葉が出ましたけれどもね、僕は各委員、熱心にこの定数問題に取り
 組んできていただいたというふうに思います。力不足はあったにしても、本当に議
 論を深めてできた委員会ではないかなというふうに、私自身は考えておきまして、
 そういう面で各委員には本当に御苦勞をかけたという思いも持っています。
 意見が分かれましたが、大体多数の方は、依光委員が言われたように「視野も」
 を「視野を」に変えて、後は原案どおりという意見が多いわけですが、そういう方
 向でまとめていきたいと思いますが、どうですか。
- 塚地委員　　私は納得がいきませんので。
 この間ずっと審議の中では、そのこともお伝えをしまいましたが、それぞれの
 選挙区、1人区を新たにふやす高岡郡の問題も反対の意見も述べてまいりました
 ので、この段階で、私はこのまとめ全体に賛意を示すことはできない状況です。

土森委員長 条例で定めるということになっていますので、そのときに賛否ってということになろうと思いますので、討論があれば、そういうときにきちり言っていた上で、この特別委員会が設置をされてここまで議論を深め、各委員が熱心に取り組んできたこと、そういうことについて、まとめとして今やっているわけでありまして。ぜひまた、本会議で正々堂々と討論をしていただければというふうに思います。

塚地委員 私は、この結論に賛成するものではないということは、明確にお伝えをしておきたいと思います。

土森委員長 それでは修正部分は、「長期的な視野も」を「長期的な視野を」に変えて、ここを修正することで御異議ありませんね。

(「異議なし」との声あり)

土森委員長 それでは、案文のとおり、修正を含め、御了解願います。1名、塚地委員のほうからそういう意見がありました。そのことも踏まえて我々は検討してきたということでありまして、御了解願いたいと思います。

(了 承)

土森委員長 それでは、最終確認を行います。
特別委員会報告書案につきましては、ただいま御協議いただいた内容をもとに正副委員長で修正し、次の委員会で成案といたしたいと存じます。
また、次回は、定数条例の改正案や委員長報告など、全てを決定したいと思えます。
そういうことでよろしく御協力をお願いいたします。

(了 承)

2. その他

土森委員長 最後に、次回の委員会開催日についてであります。お手元に日程をお配りしてありますので、この表を参考にしながら、次回の開催日を決めておきたいと存じます。第1候補は、6月定例会の開会日の6月23日金曜日午後1時の開催でいかがでしょうか。

(異議なし)

土森委員長 いいですね。それでは、次回の日程が決まりましたので、6月23日午後1時から開催いたします。
その他で何かありませんか。

(な し)

土森委員長 ないですね。
それでは、協議事項は以上であります。これで本日の議員定数問題等調査特別委員会を終わります。大変熱心な議論をいただきましてありがとうございました。